平成２３年（フ）第９６８号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目１番18―1606号
債務者　西野　素子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
長崎県島原市高島２丁目7165番地１、前住所長崎県島原市北安徳町丁987番地34
債務者　中村　益子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
沖縄県那覇市首里汀良町３丁目92番地ハイツ汀良202
債務者　名嘉地義昭
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１３７号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4128番地１、前住所鹿児島県鹿屋市田崎町1100番地５
債務者　河原　義文
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
鹿児島県曽於市大隅町中之内1939番地
債務者　八木　利広
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5744番地
債務者　末滿　久子（旧姓松元）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
青森市矢作３丁目８番３号　メゾンイーストＡ―202
債務者　呉屋智華子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
青森市大字油川字中道23番地36
債務者　小島　章人
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
青森県むつ市文京町30番15号
債務者　佐藤いづみ
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
青森市旭町２丁目25番23号　ヴェルドミールＡ―112
債務者　松野れい子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
青森県五所川原市大字姥范字船橋230番地14
債務者　福井　美穂
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第９６号
神奈川県大和市下鶴間２丁目１―19　ヴィーエクレールⅡ403号、住民票上の住所青森県五所川原市金木町朝日山412番地２
債務者　西沢惠美子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第７１５号
神戸市須磨区東落合１丁目３番171―302号
債務者　高須とも子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９５号
神戸市東灘区岡本７丁目９番14号　ハイツ山本101号、従前の住所神戸市東灘区本山中町３丁目８番20―303号
債務者　山川　信行
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７号
山口県長門市東深川791番地５　ランスニチカＢ―201
債務者　石田　信子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３４号
山口県萩市大字堀内274番地11、前住所山口県萩市大字江向100番地１　エレガンス萩Ｃ棟102号
債務者　磯部　友美
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２１６号
松江市上佐陀町112番地
債務者　佐々木菜穂子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
松江地方裁判所民事部